

減災対策協議会の経緯・目的について

減災対策協議会 設置経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。



鬼怒川の被害状況



市役所から撮影

国土交通省関東地方整備局より <https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000167.html>

- ① 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある。
- ② そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきである。

水防法第十五条の九及び第十五の十に基づき

減災対策協議会を設置する。

水防法第十五条

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

留萌川減災対策協議会 設置経緯

- 留萌川では昭和 63 年 8 月洪水において、大和田地点での流量が既往最大を記録する大洪水が発生した。この洪水では急激な水位上昇により、懸命な水防活動にも関わらず溢水により流域の低平地面積の 2/3 が浸水、留萌市街地の 1/3 が浸水し、留萌市の機能に多大な影響が生じた。



「留萌川 昭和63年8月洪水」から30年より https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/tisui_attach/180806-1.pdf

- 近年においても、平成28年8月には観測史上初めて1週間の間に3個の台風が北海道に上陸し、その1週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。



辺別川の被害状況



石狩川の被害状況

留萌川減災対策協議会

- 被害を繰り返さないために、留萌開発建設部、北海道、留萌市、地方気象台、消防、自衛隊、北海道警察、JRは留萌川減災対策協議会を実施する。
- 各関係機関で減災のための目標、減災行動を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

令和7年度までに達成すべき減災目標

留萌川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す。 ～急激な水位上昇に対応可能な迅速・確実な避難と氾濫域の洪水被害軽減を図る～

留萌川氾濫時の主な特徴

- 山地に挟まれた地形を流れることから、昭和 63 年洪水では留萌川全域でほぼ同時にきわめて速い水位上昇が観測されている。
- 上流部では、集落が位置する狭隘な低平地がほぼ全域にわたり浸水し、近傍で利用可能な避難路及び避難所施設が限定されるおそれがある。
- 中流部では、留萌市街部から高規格道路に至る国道 233 号線が浸水により通行止めとなり、住民の災害時拠点病院への搬送や市街部への避難が困難となるとともに、周辺市町村からの円滑な支援受入を妨げるおそれがある。
- 下流部では、氾濫流が高密度に住宅等が分布する市街中心部に流れ込み、浸水深が早期に避難困難な水深に達するとともに、氾濫水の広がりが複数の災害時要配慮者利用施設も含む範囲に及び1階部分が水没することから、高台の避難所施設への水平避難や、災害時要配慮者利用施設における垂直避難の迅速な実施を妨げるおそれがある。

目標に向けた取組

- 急激な水位上昇に対する円滑かつ迅速な避難行動のための取組



防災教育の状況



防災講話の状況

- 社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組

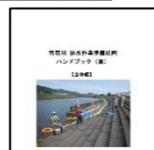


重要水防箇所の説明



水防資機材の保有状況の共有

- 社会経済活動の早期復旧のための氾濫水の排水、施設運用等に関する取組



排水作業準備計画
ハンドブック(案)の作成



排水運転の状況

留萌川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「留萌川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、留萌川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、留萌市等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき組織するものである。

なお、本協議会の対象河川は、留萌川水系における留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部が管理する一級河川とする。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は留萌開発建設部長をあて、副会長には留萌振興局長をあてる。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。

4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）をあてる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。

6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

留萌川減災対策協議会 規約

(実施事項)

第5条 協議会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成するとともに、必要に応じてこれを見直し、共有する。
- 3 毎年、協議会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、留萌開発建設部治水課及び、留萌振興局留萌建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年6月27日から施行する。